

(2) 試験職種(1の(2))に係る試験を受けることができる者  
 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第46条の規定に基づき、実技試験の全部及び学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科が免除となる者を対象とする。

4 試験の一部免除

(1) 免除の資格者及び免除の範囲は、次のとおりとする。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科 (当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては学科試験のうち関連学科)に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科 (フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科)
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を終了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科

(2) 免許職種に係る免除の資格者及び免除の範囲は、次のとおりである。

免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)による特別ボイラー溶接士免許を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
電子科	電波法(昭和25年法律第131号)による第1級無線技術士の免許を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則(昭和26年運輸省令第71号)による1級四輪自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、1級ジーゼル自動車整備士、1級三輪自動車整備士又は2級二輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
航空機整備科	航空法(昭和27年法律第231号)による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科

測量科	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の試験の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技能士の免許を有する者、又は電気事業法施行規則によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
電気通信科	電波法による第一級無線通信士の免許を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
臨床検査科	医師法（昭和23年法律第201号）による医師国家試験、歯科医師法（昭和23年法律第202号）による歯科医師国家試験又は獣医師法（昭和24年法律第186号）による獣医師国家試験の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
事務科	公認会計士法（昭和23年法律第103号）による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法（昭和26年法律第237号）による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
和裁科	商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づいて商工会議所が行う和裁に関する1級又は2級の技能の検定の合格証書を有する者	実技試験の全部
上記以外の範囲にあつては、職業能力開発促進法施行規則別表第11の3に掲げる試験の免除を受けることができる者		職業能力開発促進法施行規則別表第11の3に掲げる免除の範囲

## 5 試験を受けることができない者

(1) 前各項の規定にかかわらず、次に該当する者は、試験を受けることができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

## 6 試験の日時及び場所

平成17年9月9日午前10時30分から

熊本県庁（本館401会議室）

## 7 受験手続

## (1) 受験申請書類

職業訓練指導員試験受験申請書、受験票、履歴書、写真（申請前6か月以内に撮影した上半身の写真で、横30ミリ、縦40ミリ、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）及び試験の免除の資格を有することを証明する書類

## (2) 申請書類の受付期間及び提出先

平成17年7月26日から8月9日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

熊本県商工観光労働部職業能力開発課

## (3) 受験手数料

受験手数料（学科試験手数料）は、3,100円とし、熊本県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納付する。

なお、受験申請書を受け付けた後は、いかなる理由がある場合にも受験手数料は返還しない。

## (4) 受験票

受験申請書を受け付けたときは、申請者あてに後日、受験票を送付する。

## 8 合格発表

平成17年10月3日に合格者受験番号を熊本県公報で公示するとともに、合格証書の送付により本人あて通知する。

## 9 その他

(1) 受験申請書等は、熊本県商工観光労働部職業能力開発課において交付する。

なお、受験申請書等の交付を郵送により希望する場合は、郵便番号、住所、氏名を明記のうえ、160円切手を同封し、熊本県商工観光労働部職業能力開発課に請求すること。

(2) 受験申請書等を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「職業訓練指導員受験申請書在中」と朱書きすること。

なお、この場合は、受付期間終了日の消印のあるものまで受理する。

(3) 試験についての不明な点は、次に問い合わせること。

熊本県商工観光労働部職業能力開発課

郵便番号 862 - 8570 熊本市水前寺六丁目18番1号